

給与支払報告書の光ディスク等による提出について

～ 光ディスク等による提出のメリット ～

- ◇「給与支払報告書」の手書きの手間が省けます。
また、システムなどをご使用の場合でも、今までの「給与支払報告書」印刷の手間やコストを省くことができます。
- ◇「特別徴収税額通知」も光ディスク等によるデータで送付するため、お使いのシステムがデータの取り込み可能であれば、今までの個別の税額等の入力の手間が省けます。

1. 給与支払報告書の光ディスク等による提出

(1) 申請手続き

給与支払報告書の光ディスク等による提出を希望する特別徴収義務者は、10月末日までに、承認申請をしてください。

- ◇必要なもの ①「給与支払報告書の光ディスク等による提出承認申請書」
②テストデータの格納された提出を希望する光ディスク等

◇提出されたテストデータの検証後、申請の承認をご連絡いたします。

(2) 承認を受けた特別徴収義務者は、給与支払報告書の提出期限（1月末日）までに以下のものを提出してください。

- ①規定の給与支払報告書データの格納された光ディスク等・・・1セット
※ファイル名「315dat01.txt」で記録してください。

なお、データが多く複数のファイルとなる場合、01部分を連番（02、03…）で作成してください。

※「年度」「特別徴収義務者名・特別徴収義務者番号」をレーベル面に記載してください。

- ②データの入っていない空の光ディスク等（2で使用します）・・・①と同数

(3) 提出窓口は、村役場（父島）の税務係もしくは支所（母島）の庶務係窓口まで持参してください。郵送による場合には父島の税務係あてに送付してください（破損等がないよう梱包等にはご注意ください）。

(4) 提出のあった光ディスク等は返却いたしません。一定期間保管後、破棄いたします。ご了承ください。

2. 特別徴収税額通知書の光ディスク等による通知

(1) 送付するもの

- ①特別徴収税額通知データの格納された光ディスク等・・・1セット
※1で提出された空の光ディスク等を使用します。

- ②特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）・・・1セット

- ③特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）・・・1セット

- ④納入書（村や金融機関の窓口で納入されている場合）

※②③④は、今までと同じものです。

(2) 送付した光ディスク等は、各特別徴収義務者さまで管理をお願いします（事務処理後、必要のない場合は破棄されても構いませんが、再送付等は致しません）。

【裏面に続く】

3. その他

- (1) 光ディスク等レコードの内容・作成要領をご確認ください。

<http://www.vill.ogasawara.tokyo.jp/zaisei/cat84/>

設定項目にある小笠原村の「提出先市町村コード」は「134210」です。

※税制改正などに伴い、年度によって仕様等が変わる場合がありますのでご注意ください。
また、データの入力にあたっては、書面提出の報告書と同様、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き」(国税庁 制作)もご確認の上、内容にお間違い、漏れの無いよう入力してください(この内容が受給者の住民税計算の根拠・資料となります)。

- (2) 提出された光ディスクのデータの内容修正、追加が必要になった場合には、従来どおり書面にて「給与支払報告書」の差替え、追加をお願いします。

- (3) 提出された光ディスクのデータに他市町村で課税すべき受給者のものがあつた場合などで、小笠原村に住民登録の無い者など、村で転居・転出の確認・調査できない者については、後日、村内居住の実態や雇用期間、住民登録地・現住所などの確認のため、ご連絡をさせていただくことがあります。

- (4) 給与支払報告書を提出した者や特別徴収継続中の者に、退職、転勤などの異動が生じた場合には、従来どおり書面にて「給与支払報告・特別徴収にかかると給与所得者異動届」の提出をお願いします。

- (5) 年度当初賦課後の税額変更や異動(転勤や退職等)に伴う「税額変更通知」は、従来どおり書面のみで通知いたします。

- (6) eLTAX(地方税ポータルシステム)

地方税の手続きを、インターネットを利用して電子的に行うこともできます。

小笠原村では平成25年11月下旬よりサービス開始予定です。

「eLTAXとは」 <http://www.eltax.jp/outline/index.html/>

- (7) 国税の給与所得者の源泉徴収票(所得税)について、e-TAXまたは光ディスク等による提出が必要な場合(※)には、市町村に提出する給与支払報告書の提出についても、eLTAXまたは光ディスク等により提出することが義務付けられます(平成26年1月1日以降に提出する給与支払報告書から適用)

※基準年(前々年)に税務署に提出した源泉徴収票の枚数が1,000枚以上の場合

【お問い合わせ先】

小笠原村 財政課 税務係 電話 04998-2-3112